

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：男女共同参画推進費

事業名 岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会開催費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

子ども・女性部 男女共同参画推進課 男女共同参画係

電話番号：058-272-1111 (内3575)

E-mail : c11234@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

645 千円 (前年度予算額：

1,062 千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 財 源
前年度	1,062	0	0	0	0	0	0	0	1,062
要求額	645	0	0	0	0	0	0	0	645
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」に基づき設置された「岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会」を開催し、次の事項について調査・審議する。

- ・県の男女共同参画計画の策定・変更について
- ・男女共同参画にかかる施策及び性別による人権侵害についての県民等からの苦情意見、相談への対応について
- ・その他男女共同参画の推進に必要な事項について

(2) 事業内容

①審議会

委員数：15名

審議内容：男女共同参画にかかる施策、男女共同参画計画の策定・変更

開催予定数：2回

第1回(6月)：施策の実施計画について

第2回(8月)：施策の総括・評価、新年度施策について

②専門部会

- ◆表彰選考部会 委員数：5名 開催予定数：1回
審議内容：「岐阜県男女がともにいきいきと暮らせる社会づくり表彰」の被表彰候補者の選考
- ◆苦情処理検討部会 委員数：5名 開催予定数：1回
審議内容：県民等からの男女共同参画の施策又は性別による人権侵害に関する苦情、意見及び相談に対する審議

【令和7年度開催実績】

- ・審議会：1回
- ・表彰選考部会：開催なし（候補者なしのため）
- ・苦情処理検討部会：開催予定（事案発生により開催）

（3）県負担・補助率の考え方

本県の男女共同参画施策を推進する審議会の開催経費であり、県負担は妥当

（4）類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報酬	421	委員報酬
旅費	74	委員等費用弁償、業務旅費
消耗品費	40	会議資料代等
会議費	7	会議用お茶
役務費	60	郵便代、電話代
使用料	43	会場使用料
合計	645	

決定額の考え方

4 参考事項

（1）各種計画での位置づけ

- 「清流の国ぎふ」創生総合戦略
 - 1 「清流の国ぎふ」を支える人づくり
 - (3) 誰もがともに活躍できる共創社会
- 岐阜県男女共同参画計画（第5次）

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

「岐阜県男女共同参画計画」に基づき、「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が目指す男女が平等に人として大切にされるふるさと岐阜県づくりを推進。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R5年度 実績	R6年度 目標	R7年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						

○指標を設定することができない場合の理由

岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例に基づき、男女共同参画計画の策定や県の男女共同参画施策に対する意見聴取を行うため、継続的に開催すべき会議ではあるものの、開催自体に目標となる指標はない。

（これまでの取組内容と成果）

令和4年度	<ul style="list-style-type: none">令和4年度開催実績 審議会：2回、表彰選考部会：1回 苦情処理検討部会：事案発生により開催 男女共同参画推進施策に関する継続的な意見聴取・審議を実施した。前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果 男女共同参画の専門知識を有する者及び一般の公募委員から意見聴取することで、計画に基づく施策が効果的に実施されている。今後も引き続き男女共同施策の推進にかかる意見聴取・審議を行う。
令和5年度	<ul style="list-style-type: none">令和5年度開催実績 審議会：4回、表彰選考部会：1回 苦情処理検討部会：事案発生により開催 男女共同参画推進施策に関する継続的な意見聴取・審議を実施した。 「岐阜県男女共同参画計画(第5次)」の策定に関する意見聴取・審議を実施した。前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果 男女共同参画の専門知識を有する者及び一般の公募委員から意見聴取することで、計画に基づく施策が効果的に実施されている。今後も引き続き男女共同施策の推進にかかる意見聴取・審議を行う。
令和6年度	<ul style="list-style-type: none">令和6年度開催実績 審議会：1回、表彰選考部会：1回 苦情処理検討部会：事案発生により開催 男女共同参画推進施策に関する継続的な意見聴取・審議を実施した。前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果 男女共同参画の専門知識を有する者及び一般の公募委員から意見聴取することで、計画に基づく施策が効果的に実施されている。今後も引き続き男女共同施策の推進にかかる意見聴取・審議を行う。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価)

3

家庭や職場、地域など、あらゆる場面において、男女が互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められており、男女共同参画の専門知識を有する者等からの意見聴取や関連施策に対する審議が必要である。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

3：期待以上の成果あり
2：期待どおりの成果あり
1：期待どおりの成果が得られていない
0：ほとんど成果が得られていない

(評価)

3

令和8年度は、第5次計画に基づき、引き続き県施策の方向性や内容について審議していく。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている

(評価)

2

県有施設での審議会開催による経費節減など、効率的な運営を行っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

令和6年度から計画期間が始まった「岐阜県男女共同参画計画（第5次）」に基づく県施策の方向性や内容について審議・検討していく必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」に基づき、引き続き開催する。